

ID: 1709

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	公私連携法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第11項		
法令番号	平成18年法律第77号		
【基準】 法第34条第10項及び第11項の規定による。 （公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例） 第34条 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 649

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	事務の適正な実施のための監督上の命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の13		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の13の規定による。 第21条の13 市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 650-3

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助産の実施の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第22条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第22条の規定による。 第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 2 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 3 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。 4 都道府県等は、第1項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。			
備考			
【共通担当部署】 健康づくり課 社会福祉課 子育て支援課			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 651-3

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	母子保護の実施の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第23条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第23条の規定による。 第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用等適切な保護を行わなければならない。 2 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 3 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。 4 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号若しくは第26条第1項第5号又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の2の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。 5 都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。			
備考	【共通担当部署】 健康づくり課 社会福祉課 子育て支援課		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1890

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条第5項及び第6項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条第5項及び第6項の規定による。 第24条 ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。 ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 (1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1628

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の35第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条の35の規定による。 第24条の35 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第24条の31第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1726

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	家庭的保育事業等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17第3項の規定による。 第34条の17 3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1727

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	家庭的保育事業等の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の17第4項の規定による。 第34条の17 4 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1730

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第11項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条の8第10項及び第11項の規定による。 第56条の8 10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1731

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	家庭的保育事業等の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第58条第2項の規定による。 第58条 2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 641

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格の喪失
法令名 根拠条項	児童手当法 第4条
法令番号	昭和46年法律第73号
【基準】 法第4条及び第5条の規定による。 (支給要件) 第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。) ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。) (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。) (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの (4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号	

から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

備考			
----	--	--	--

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	----------------	---------------	-------------

ID: 642

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	支給の制限		
法令名 根拠条項	児童手当法 第5条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第5条の規定による。 第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 643

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	手当の不支給		
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第10条の規定による。 (支給の制限) 第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 644

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第11条の規定による。 第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 645

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	支払いの調整		
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第13条の規定による。 (支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 646

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童手当法 第14条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第14条の規定による。 （不正利得の徴収） 第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1654

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	児童扶養手当の受給資格の喪失
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第4条
法令番号	昭和36年法律第238号
【基準】 法第4条の規定による。 (支給要件) 第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 (1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されているとき。 (3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (4) 母の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。 (5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (6) 父の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。	

備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1655

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	児童扶養手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第4条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第4条の2の規定による。 (支給の調整) 第4条の2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1030

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格者の所得による支給の制限①		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第9条第1項の規定による。 (支給の制限) 第9条 手当は、受給資格者(第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1033

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格者の所得による支給の制限②		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第9条の2の規定による。 第9条の2 手当は、受給資格者(前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1034

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	父又は母に対する手当の支給の制限		
法令名根拠条項	児童扶養手当法 第10条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第10条の規定による。 第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1035

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	養育者に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第11条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第11条の規定による。 第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1036

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	児童扶養手当の返還		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第12条第2項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第12条の規定による。 第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第9条から前条までの規定を適用しない。 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。 (1) 当該被災者(第9条第1項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者とその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当 (2) 当該被災者(第9条第1項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者とその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条の2に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当 (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第10条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1692

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	母、父又は養育者に対する手当の支給制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第13条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第13条の2の規定による。 第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 (1) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつておりとき。 (3) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつておりとき。 (4) 父又は母の死亡について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 (1) 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。 4 第1項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1037

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格者に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第13条の3第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第13条の3の規定による。 第13条の3 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき(第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。 2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1038

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	規定違反に対する支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第14条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第14条の規定による。 第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 (4) 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。 (5) 受給資格者が、第6条第1項の規定による認定の請求又は第28条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1039

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	届出等不履行の支払の差止め		
法令名根拠条項	児童扶養手当法 第15条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第15条の規定による。 第15条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第28条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1040

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第23条第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第23条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第23条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1656

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	児童扶養手当の手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第31条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第31条の規定による。 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 851

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	母子家庭日常生活支援の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第17条第1項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 法第17条の規定による。 (母子家庭日常生活支援事業) 第17条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。 2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1679

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	母子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の2		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 法第31条の2の規定による。 (不正利得の徴収) 第31条の2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1680

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の7第3項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 法第31条の7第3項において準用する法第18条に準じ法第31条の7第1項の規定による。 (父子家庭日常生活支援事業) 第31条の7 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1682

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の10において準用する第31条の2		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 準用する法第31条の2の規定による。 (不正利得の徴収) 第31条の2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 852

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	寡婦日常生活支援の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第33条第3項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 法第33条第3項において準用する法第18条に準じ法第33条第1項の規定による。 (寡婦日常生活支援事業) 第33条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1579

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第4条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第4条の規定による。 (支給要件) 第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの 2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1576

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	調査書類提出命令拒否による支給制限		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第9条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第9条及び第28条第1項の規定による。 (支給の制限) 第9条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第28条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (調査) 第28条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1577

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	届出等拒否による手当支払い差止め		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第10条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第10条及び第27条の規定による。 第10条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第27条の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。 (届出) 第27条 第7条第1項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成22年6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第16条第1項の規定によって読み替えられる第6条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1581

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	支払の調整		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第12条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第12条の規定による。 (支払の調整) 第12条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1578

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第13条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第13条の規定による。 (不正利得の徴収) 第13条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1732

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第12条の規定による。 (不正利得の徴収) 第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1735

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	教育・保育給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第24条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第24条の規定による。 (教育・保育給付認定の取消し) 第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。 (1) 当該教育・保育給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1854

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	施設等利用給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の9第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第30条の9の規定による。 (施設等利用給付認定の取消し) 第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。 (1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 (2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1742

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第39条第4項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第39条の規定による。 (勧告、命令等) 第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1743

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の取消し等
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第40条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第40条の規定による。 (確認の取消し等) 第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 (3) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。 (4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請をすることができない。	
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	----------------	---------	-------

ID: 1746

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第51条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第51条の規定による。 (勧告、命令等) 第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1747

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の取消し等		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第52条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第52条の規定による。 (確認の取消し等) 第52条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定地域型保育事業者が、第45条第6項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特定地域型保育事業者が、第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定地域型保育事業者が、第50条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 2 前項の規定により第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第43条第1項の申請をすることができない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1748

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第57条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第57条の規定による。 (勧告、命令等) 第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1856

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の9第5項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第58条の9の規定による。 (勧告、命令等) 第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第7条第10項各号(第1号から第3号まで及び第6号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第6項において同じ。))を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。 4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。 (1) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可 (2) 第7条第10項第4号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。) 当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出	

(3) 第7条第10項第5号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定 イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定子ども園法第3条第1項若しくは第3項の認定 ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可 (4) 第7条第10項第6号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出 (5) 第7条第10項第7号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1857

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の10第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第58条の10の規定による。 (確認の取消し等) 第58条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 (3) 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 (4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 (5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者	

があるとき。 (11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 2 前項の規定により第30条の11第1項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第58条の2の申請をすることができない。							
<table border="1"><tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr></table>				備考			
備考							
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日				

ID: 1749

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	特定保育所の保育費用の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 附則第6条第4項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法附則第6条の規定による。 (保育所に係る委託費の支払等) 第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。 2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。 3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。 5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。 6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。 7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日